

神奈川県内の議員報酬に関する情報

《参考資料2》

項目		小田原市	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	
議員報酬等について ※コロナ禍に伴う特例での減額を除く ※報酬額は月額(円)	議長	586,000	1,179,000	1,030,000	779,000	743,000	615,000	579,000	
	副議長	511,000	1,061,000	920,000	713,000	680,000	540,000	520,000	
	議員	475,000	953,000	830,000	670,000	646,000	502,000	479,000	
	※議員(委員長職にある者)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	983,000	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)
	規定がある場合 対象となる委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
	※議員(副委員長にある者)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	973,000	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)
規定がある場合 対象となる委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	
直近の議員報酬条例の改正について ※報酬額は月額(円)	改正の主な理由	小田原市特別職報酬等審議会からの答申による	横浜市特別職職員議員報酬等審議会の答申に基づく改定	川崎市特別職報酬等審議会からの答申による	相模原市特別職報酬等審議会からの答申による	横須賀市特別職報酬等審議会からの答申による	平塚市特別職報酬等審議会からの答申による	鎌倉市特別職報酬等審議会からの答申による	
	条例改正日	平成16年3月26日	平成23年3月25日	平成19年3月20日	平成9年3月24日	平成21年11月30日	平成16年3月22日	平成8年3月27日	
	条例の適用日	平成16年4月1日	平成23年4月1日	平成19年4月1日	平成9年4月1日	平成22年4月1日	平成16年4月1日	平成8年4月1日	
	改正前の議長報酬	589,000	1,200,000	1,080,000	738,000	762,000	622,000	562,000	
	改正前の副議長報酬	514,000	1,080,000	960,000	672,000	697,000	546,000	505,000	
	改正前の議員報酬	478,000	970,000	870,000	638,000	662,000	507,000	465,000	
	条例改正時の検討組織名	小田原市特別職報酬等審議会	横浜市特別職職員議員報酬等審議会	川崎市特別職報酬等審議会	相模原市特別職報酬等審議会	横須賀市特別職報酬等審議会	平塚市特別職報酬等審議会	鎌倉市特別職報酬等審議会	
現在の報酬の見直し状況について	見直し予定の有無	検討中	未定	未定	無	無	無	無	
	検討組織名	議会改革検討委員会	—	—	—	—	—	—	
	検討開始日	令和3年11月30日	—	—	—	—	—	—	
	現在までの審議回数	1回	—	—	—	—	—	—	
前回の議員改選時の報酬の検討について	見直しの有無	無	無	無	無	無	無	無	
	検討組織名	—	—	—	—	—	—	—	
	審議回数	—	—	—	—	—	—	—	

項目		藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市	
議員報酬等について ※コロナ禍に伴う特例での減額を除く ※報酬額は月額(円)	議長	690,000	560,000	542,000	545,000	556,000	566,000	549,000	
	副議長	610,000	484,000	482,000	474,000	484,000	490,000	466,000	
	議員	565,000	453,000	439,000	442,000	444,000	452,000	439,000	
	※議員(委員長職にある者)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	459,000	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	-
	規定がある場合 対象となる委員会	—	常任委員会及び運営委員会	—	—	—	—	—	—
	※議員(副委員長にある者)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	-
規定がある場合 対象となる委員会	—	—	—	—	—	—	—	—	
直近の議員報酬条例の改正について ※報酬額は月額(円)	改正の主な理由	藤沢市特別職職員報酬等審議会からの答申による	—	市の厳しい財政事情に鑑み、平成31年度に限り、議長、副議長及び議員の月額報酬をそれぞれ5%削減	三浦市特別職報酬審議会からの答申による	秦野市特別職報酬等審議会からの答申による	厚木市特別職報酬等審議会からの答申による	大和市特別職報酬等審議会からの答申による	
	条例改正日	平成15年9月12日	—	平成31年1月22日	平成7年12月26日	平成30年6月27日	平成8年3月26日	平成22年11月26日	
	条例の適用日	平成15年10月1日	平成10年7月1日	平成31年4月1日	平成8年4月1日	令和元年9月11日	平成8年4月1日	平成22年12月1日	
	改正前の議長報酬	703,000	550,000	514,900	529,000	542,000	545,000	550,000	
	改正前の副議長報酬	622,000	475,000	457,900	460,000	473,000	472,000	467,000	
	改正前の議員報酬	576,000	445,000	417,050	429,000	433,000	435,000	440,000	
	条例改正時の検討組織名	藤沢市特別職職員報酬等審議会	—	—	三浦市特別職報酬審議会	秦野市特別職報酬等審議会	厚木市特別職報酬等審議会	大和市特別職報酬等審議会	
現在の報酬の見直し状況について	見直し予定の有無	無	無	無	無	無	検討中	無	
	検討組織名	—	—	—	—	—	議会の在り方検討会	—	
	検討開始日	—	—	—	—	—	平成33年12月17日	—	
	現在までの審議回数	—	—	—	—	—	1回	—	
前回の議員改選時の報酬の検討について	見直しの有無	無	無	無	無	無	無	—	
	検討組織名	—	—	—	—	—	—	—	
	審議回数	—	—	—	—	—	—	—	

項目		伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市
議員報酬等について ※コロナ禍に伴う特例での減額を除く ※報酬額は月額(円)	議長	544,000	536,000	541,000	451,000	530,000
	副議長	469,000	451,000	450,000	361,000	429,000
	議員	435,000	422,000	419,000	338,000	398,000
	※議員(委員長職にある者)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	加給(月額) 2,000円	規定なし (一般議員と同様の扱い)
	規定がある場合 対象となる委員会	—	—	—	常任委員会及び議会運営委員会	—
	※議員(副委員長にある者)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	規定なし (一般議員と同様の扱い)	加給(月額) 1,000円	規定なし (一般議員と同様の扱い)
規定がある場合 対象となる委員会	—	—	—	常任委員会及び議会運営委員会	—	
直近の議員報酬条例の改正について ※報酬額は月額(円)	改正の主な理由	伊勢原市特別職報酬等審議会からの答申による	海老名市特別職報酬等審議会からの答申による	座間市特別職報酬等審議会からの答申による	南足柄市特別職報酬等審議会からの答申による	綾瀬市特別職報酬等審議会からの答申、近隣市の状況等による
	条例改正日	平成7年3月7日	平成9年3月28日	平成27年3月27日	平成22年6月21日	平成13年4月1日
	条例の適用日	平成7年4月1日	平成9年4月1日	平成27年4月1日	平成22年7月1日	平成13年4月1日
	改正前の議長報酬	538,000	525,000	522,000	475,000	500,000
	改正前の副議長報酬	449,000	441,000	434,000	380,000	405,000
	改正前の議員報酬	411,000	412,000	404,000	355,000	376,000
	条例改正時の検討組織名	伊勢原市特別職報酬等審議会	海老名市特別職報酬等審議会	座間市特別職報酬等審議会	南足柄市特別職報酬等審議会	綾瀬市特別職報酬等審議会
現在の報酬の見直し状況について	見直し予定の有無	無	無	無	無	無
	検討組織名	—	—	—	—	—
	検討開始日	—	—	—	—	—
	現在までの審議回数	—	—	—	—	—
前回の議員改選時の報酬の検討について	見直しの有無	無	無	無	有	無
	検討組織名	—	—	—	全員協議会(議員定数、議員報酬等に関する検討部会)	—
	審議回数	—	—	—	7回	—